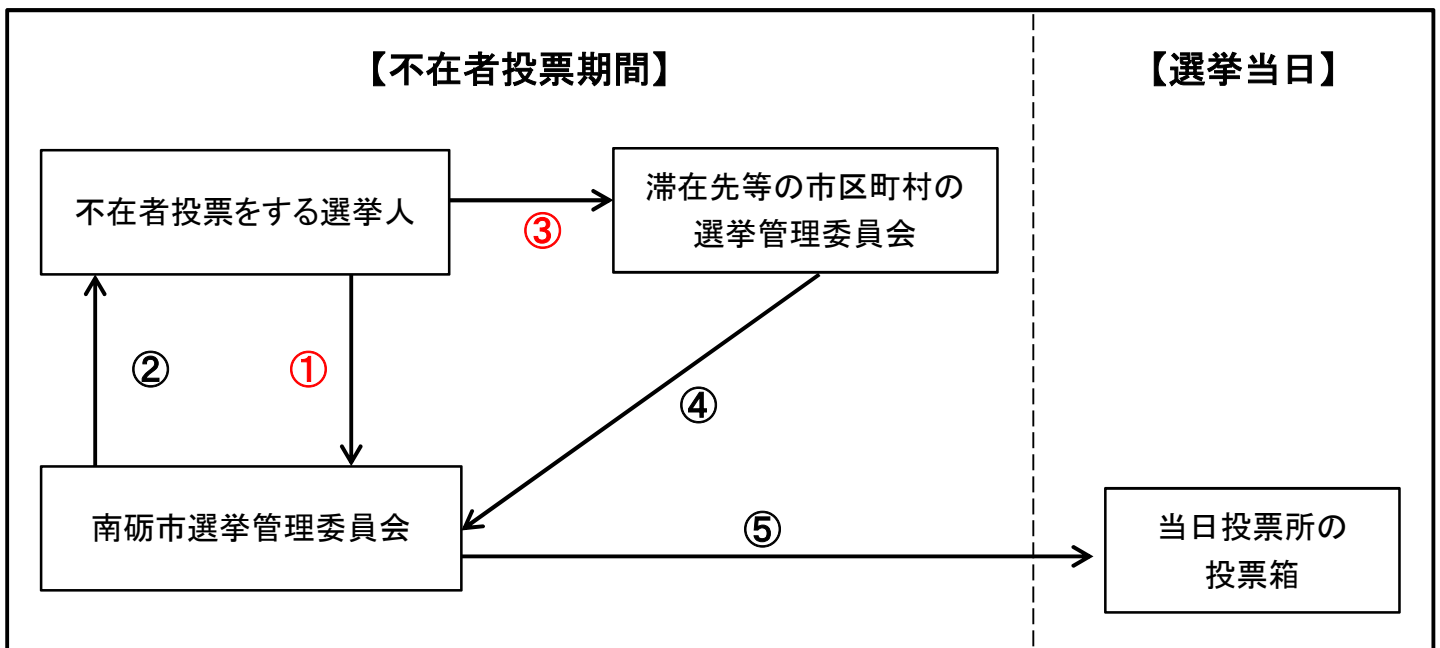


○出張や旅行などの滞在先等で投票する場合

【手続の流れ】（概略）



【手続の詳細】 ※上図の番号順に説明します。

選挙人のみなさんにいただくこと・・・**①及び③の手続**

その他の手続は、南砺市選挙管理委員会及び当該市区町村の選挙管理委員会が行います。

① 不在者投票の請求をする。

⇒不在者投票宣誓書（兼請求書）を南砺市選挙管理委員会に提出します。

② 投票用紙一式が送付される。

⇒南砺市選挙管理委員会から、投票用紙、不在者投票封筒（内封筒及び外封筒）並びに不在者投票証明書の入った封筒を送付します。

③ 滞在先等の市区町村の選挙管理委員会で、不在者投票をする。

⇒南砺市選挙管理委員会から投票用紙一式が届きましたら、滞在先等の市区町村の選挙管理委員会に行き、不在者投票をしてください。選挙人のみなさんにいただくことは、これで終わりです。

④ 南砺市選挙管理委員会に投票が送付される。

⇒不在者投票をした市区町村の選挙管理委員会は、南砺市選挙管理委員会に投票を送付します。投票は、選挙当日まで投票箱には入れられず、選挙管理委員会で厳重に保管されます。

⑤ 不在者投票を投票箱に入れる。

⇒選挙当日に、南砺市選挙管理委員会が不在者投票を当日投票所の投票箱に入れます。投票箱に入れた時点で、投票が有効になります。

【注意事項】 前ページの①から⑤までの手続における注意点を記載します。よくお読みください。

手続	注意事項
①	・ 不在者投票宣誓書（兼請求書）の提出は、本人が直接南砺市選挙管理委員会に持参又は郵送で提出してください。<u>ファックスや電子メールでの提出をすることはできません。また、代理の方が提出をすることもできません。</u> ・ 不在者投票宣誓書（兼請求書）の用紙のお取り寄せは、代理の方が行っても構いませんし、ファックス、電子メール、電話等でお取り寄せの依頼をされても構いません。 ・ 不在者投票の請求は、告示日（公示日）よりも前から行えます。<u>不在者投票の一連の手続は、全て郵送で行うため、時間の余裕がありません（特に、不在者投票期間の短い南砺市長選挙・南砺市議会議員選挙）。できるだけお早めの請求をお願いします。</u>
②	・ 投票用紙一式は、告示日（公示日）以降に発送します。 ・ 南砺市では、日本郵便㈱のレターパックプラスを用いて投票用紙一式を送付しています。レターパックプラスは、対面での受渡しであり、受領印又は署名が必要です。配達時に留守にしていた場合は受け取れません。その場合は、速やかに再配達等の手続をしてください。
③	・ 投票用紙一式は薄茶色の封筒に入っていますが、その封筒は開封せずにそのまま滞在先等の市区町村の選挙管理委員会に持参し、不在者投票をしてください。<u>自宅などで投票用紙に記載したり、不在者投票証明書が入った封筒を開封すると、不在者投票ができなくなります。</u> こうした場合は、不在者投票の請求からやり直しになりますので十分ご注意ください。 ・ 投票用紙一式を受け取りましたら、<u>なるべく早く滞在先等の市区町村の選挙管理委員会に行き、不在者投票をしてください。</u> ・ 滞在先等の市区町村において、不在者投票ができる期間は下記のとおりです。具体的な投票場所等については、<u>滞在先等の市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。</u> 【滞在先等の市区町村においても選挙が行われている場合】 告示日（公示日）の翌日から投票日の前日まで（土日祝日を含む。）の午前8時30分から午後8時まで。ただし、終了時刻は、市区町村によって異なる場合がありますので、滞在先等の市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。 【滞在先等の市区町村では選挙が行われていない場合】 告示日（公示日）の翌日から投票日の前日までの間で、<u>当該市区町村の執務時間中</u>
④	・ 滞在先等の市区町村の選挙管理委員会ですら不在者投票をただけでは、投票は有効になりません。<u>当日投票所の投票箱に投票が投函された時点で、投票は有効になります。</u>したがって、<u>選挙当日の投票終了時刻までに南砺市選挙管理委員会に投票が郵送されなかった場合は、投票は無効になります。</u>投票の郵送は、ある程度の時間がかかりますので、お早めの投票をお願いします。
⑤	・ 不在者投票後、投票当日までに死亡や転出等の事由で選挙権を失った場合は、その投票は無効になります。

滞在先等での不在者投票 F A Q

Q. 選挙期間中に短期の海外出張が入ってしまいましたが、投票できるの？

A. 申し訳ありませんが、現行の投票制度では不在者投票を含め、その選挙に投票することはできません。現行の投票制度では、海外で投票できる方は、特定国外派遣組織に属する方又は海外に3か月以上居住している在外選挙人証をお持ちの方に限られています。また、在外選挙人証をお持ちの方が投票できる選挙は、衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙に限られています。

Q. 不在者投票の請求はいつからできるの？

A. 不在者投票の請求は、告示日（公示日）よりも前の日から行えます。ただし、投票用紙の発送は、告示日（公示日）以降に行います。

Q. ファックス、電子メール又は電話で不在者投票の請求はできないの？

A. 不在者投票の請求の際には、『不在者投票宣誓書（兼請求書）』を提出することが必要ですが、その提出方法は、公職選挙法施行令において、「直接」又は「郵便等（※）」により提出するように定められています。そのため、定められた以外の方法である、ファックス、電子メール、電話等では、不在者投票の請求を行うことはできません。

※郵便等とは、郵便又は一般信書便事業者、特定信書便事業者若しくは外国信書便事業者による信書便のことをいいます。

Q. 不在者投票宣誓書（兼請求書）を代理の人が提出してもいいの？

A. 不在者投票宣誓書（兼請求書）は、請求者本人が提出しなくてはならないので、代理の方による提出はできません。郵便等により提出する場合も同じです。

Q. 不在者投票宣誓書（兼請求書）の入手方法は？

A. 不在者投票宣誓書（兼請求書）の用紙は、選挙時に南砺市選挙管理委員会のホームページに掲載しますので、ダウンロードしてお使いください。また、選挙時には、市内各庁舎行政センターにも不在者投票宣誓書（兼請求書）の用紙を備えおきますので、ご利用ください。

なお、不在者投票宣誓書（兼請求書）の用紙のお取り寄せについては、代理の方が行っても構いませんし、ファックス、電子メール、電話でお取り寄せの依頼をされても構いません。

Q. 不在者投票ができるのはいつからいつまで？

A. 期日前投票と同じく、告示日（公示日）の翌日から投票日の前日までです。投票日に不在者投票はできませんのでご注意ください。

Q. 選挙管理委員会から投票用紙一式（投票用紙、不在者投票用封筒（内封筒及び外封筒）並びに不在者投票証明書が入っている封筒をいいます。以下同じです。）が届きましたが、投票用紙一式が入っている封筒に「封筒を開けないでください」と書かれています。封筒を開けて投票用紙一式を確認したいのですが、やっぱり封筒を開けてはダメですか？

A. 自宅等で投票用紙にあらかじめ記載してしまうと、投票は無効になります。また、不在者投票証明書が入っている封筒を開封すると、投票できなくなります。さらに、投票用紙一式のうち、ひとつでも紛失した場合も投票できません。これらのことを防ぐために、投票用紙一式が入った封筒には「開けないでください」と書いてあります。投票用紙一式は、選挙管理委員会で厳重に確認した上で、漏れなく送付していますので、投票用紙一式が入っている封筒は開けずに、そのまま滞在先等の市区町村の選挙管理委員会に持っていき、投票してください。

Q. 間違って投票用紙一式が入っている封筒を開けてしまいました。どうすればいいの？

A. 自宅等で投票用紙にあらかじめ記載せず、かつ、不在者投票証明書が入っている封筒を開封しない限りは、投票できるので、投票用紙一式を紛失しないよう、滞在先等の市区町村の選挙管理委員会に持参の上で、不在者投票をしてください。

なお、自宅等で投票用紙にあらかじめ記載した、又は不在者投票証明書が入っている封筒を開封した場合は、いかなる事情があろうとも一切投票することはできません。この場合は、再度不在者投票宣誓書（兼請求書）の提出からやり直しになるのでご注意ください。

Q. なぜ投票用紙を家で書いてはいけないの？

A. 成り済ましなどによる不正な投票を防ぐためです。投票用紙一式を請求した選挙人本人が投票したということを、選挙管理委員会でしっかり確認した上で、相手先の選挙管理委員会に投票を送付することで、投票の安全を守っています。

Q. なぜ不在者投票証明書が入った封筒を開封してはいけないの？

A. 不在者投票証明書は、投票用紙一式を請求した選挙人が、不在者投票を行える本人かどうかを確認するための重要な書類です。不在者投票が行われる市区町村の選挙管理委員会が、「不在者投票証明書が確実に当該選挙人の選挙人名簿登録先の市区町村選挙管理委員会で作成され」、かつ、「証明書の内容が改ざんされていない」ということを確認する方法が「不在者投票証明書が封筒に厳封されていること」以外にないため、不在者投票証明書が入った封筒を開けてはいけないのです。

Q. 滞在先とはまた違った選挙管理委員会で不在者投票はできますか？

A. 選挙人名簿に登録されている市区町村以外の選挙管理委員会であれば、どこでも不在者投票をすることができます。例えば、出張の滞在先はA市だけれども、日中はB町で仕事をしており、B町で不在者投票ができるほうが都合がよいという方は、B町で不在者投票をされても構いません。

Q. 仕事の都合上、休日に不在者投票をしたいのですが、できますか？

A. 不在者投票は、市区町村の選挙管理委員会の業務時間内にできます。したがって、不在者投票をしようとする市区町村の選挙管理委員会が休日にも業務を行っていれば、休日でも不在者投票をすることができます。

つまり、国政選挙（衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙）のとき、又は不在者投票をしようとする市区町村でも選挙が行われているときであれば、休日に不在者投票をすることができます。

Q. 南砺市以外の市区町村の選挙人名簿に登録されている方が南砺市で不在者投票をする場合の手続を教えてください。

A. まず、選挙人名簿登録がある市区町村の選挙管理委員会に不在者投票の請求を行ってください（請求方法は、選挙人名簿登録がある市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。）。請求後、不在者投票に必要な書類一式がお手元に届きます。それらの書類一式を、下記の南砺市内のいずれかの不在者投票記載所にお持ちいただき、不在者投票を行ってください。

【不在者投票記載所】 計8か所

南砺市選挙管理委員会（福野庁舎）、城端行政センター、平行政センター、上平行政センター、利賀行政センター、井波行政センター、井口行政センター及び福光行政センター

なお、南砺市内の不在者投票記載所で不在者投票ができる期間は、不在者投票をしようとする選挙の告示日（公示日）の翌日から投票日の前日までですが、南砺市の不在者投票記載所の窓口が開いている時間帯に限られます。窓口が開いている時間帯は、以下のとおりです。

【南砺市でも選挙が行われている場合】

午前8時30分から午後8時まで（土日祝日を含みます。）

【南砺市で選挙が行われていない場合】

平日の午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日は対応できません。）

不在者投票は、投票が相手の選挙管理委員会に選挙当日までに届かないと、投票は有効になりません。郵送にかかる日数を考慮の上、余裕を持って投票を済ませてください。

Q. 期日前投票との違いは何ですか？

A. 下記の3点において、大きく異なります。

①投票場所について

期日前投票は選挙人名簿の登録地の期日前投票所で投票するのに対し、不在者投票は選挙人名簿の登録地以外の市区町村の選挙管理委員会又は入所中の病院、施設等で投票します。ただし、17歳の選挙人による不在者投票は、基本的には選挙人名簿の登録地の市区町村の選挙管理委員会で行います。

②投票方法について

期日前投票は、当日投票と同じように、選挙人が投票用紙を投票箱に直接入れます。それに対し、不在者投票は、投票用紙を専用の封筒に入れて厳封し、その封筒を選挙人名簿の登録地の選挙管理委員会に郵送することによって投票されます。

③投票の効力について

期日前投票は、実際に期日前投票を行う日に、期日前投票所にある選挙人名簿によって選挙権の有無を認定した上で投票します。したがって、期日前投票を行った後に、死亡等の事由により選挙権を失っても、有効な投票として扱われます。

一方で、他市区町村の選挙管理委員会又は入所中の病院、施設等で投票する不在者投票は、その場に選挙人名簿がないため、実際に投票する時点で選挙権の有無を確認することができないので、選挙権の有無を選挙期日当日に認定します。したがって、不在者投票を行った後に死亡等（選挙の種類によっては転出も含みます。）の事由により選挙権を失った場合は、その投票は無効になります。

Q. なぜ期日前投票よりも手続が複雑で面倒なの？

A. 不在者投票制度は、選挙人が一般の投票所以外の場所で選挙期日前に投票できる例外的な制度であり、不正の混入を避け、その濫用を防止するなどの点から、法令においてその要件、手続等が詳細に定められているからです。